

令和5年度（2023年度）
第2回熊本県立美術館協議会

令和6年（2024年）1月26日（金）

午前10時～

熊本県立美術館本館文化交流室

次 第

- 1 開会
- 2 美術館長挨拶
- 3 美術館協議会委員紹介
- 4 会長選出
- 5 会長挨拶
- 6 議事
令和6年度（2024年度）熊本県立美術館本館事業計画（案）について
- 7 閉会

※参考

熊本県立美術館協議会委員名簿

（参考1）熊本県立美術館協議会関係法令

（参考2）令和5年度（2023年度）第1回美術館協議会における委員御意見に対する対応状況等について

（参考3）熊本県立美術館の機構及び職員数

熊本県立美術館協議会委員名簿

任期：令和5年(2023年)12月1日～

令和7年(2025年)11月30日

委員名	役職
清川 真潮	島田美術館事務局長
米野 真理子	一般社団法人日本ソムリエ協会理事
坂本 ミオ	株式会社CSプランニング 取締役
坂本 康祐	熊本博物館長
迫田 健二	熊本県PTA連合会理事
佐々木 奈美子	久留米市美術館学芸課長兼課長補佐
末松 直洋	熊本県議会教育警察常任委員会委員長
関根 浩子	崇城大学芸術学部美術学科教授
長崎 健一	熊本県立美術館友の会世話人
中村 浩	熊本県図画工作・美術教育研究会会長 (合志市立合志中学校長)
平木 美和	彫刻家
松本 弘士	熊本県高等学校教育研究会美術、工芸部会理事長 (熊本県立鹿本高等学校教諭)

敬称略 50音順

(参考1) 熊本県立美術館協議会関係法令

1 博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）

最終改正：令和4年4月15日法律第24号）抜粋

(定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

(博物館協議会)

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第25条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

2 熊本県立美術館条例

(昭和50年7月1日条例第33号、令和5年3月24日条例第13号改正、4月1日施行)
抜粋

(協議会)

第21条 美術館に、博物館法第23条第1項の博物館協議会として、熊本県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 8 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(参考2)令和5年度第1回(2023年度)美術館協議会における委員御意見に対する取組み対応状況等について

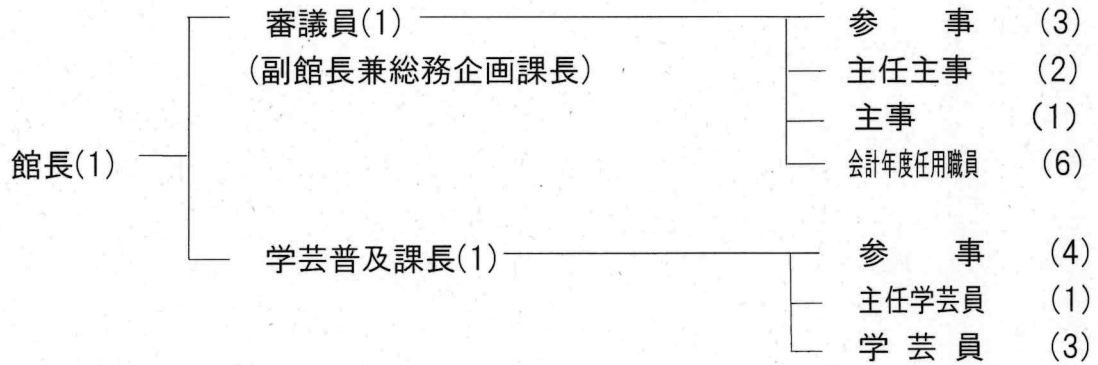
R6.1

第1回美術館協議会でのご意見	その後の対応状況(R5)+対応方針(R6以降)
<p>1 (1) 総合美術館としての展覧会の充実 ・大細川展のようなキャッチーな展覧会や、プロ目線になりすぎない一般の目線を活かした企画(一般の方のランキングによる展示等)があってもよいのでは。</p>	<p>・細川コレクション展については、令和8年度(2026年度)の開館50周年に向けて大規模な展覧会の開催を計画中である。また、SNS等を活用し一般の目線を活かした展覧会企画についても検討していきたい。</p>
<p>3 (3) 美術館活動の情報発信 ・高校生以下無料であることをもっとPRを。</p>	<p>・高校生以下無料については、先生方を対象とした鑑賞プログラムを開催した際や工芸美術研究会等の各種研修会の際に情報提供を行っている他、学校団体利用申し込み時にも個別に紹介している。引き続き積極的なPRに努めたい。</p>
<p>4 (1) 施設の適切な管理と快適な環境の整備 ・美術館で何が開催されているか、入口からは分かりづらい。展覧会看板を大きく目立つようにしてほしい。</p>	<p>・美術館で開催中のすべての展覧会について大型の外看板を設置することは予算上難しいが、「美をつくし」展及び「土方歳三資料館×肥後熊本藩」展ではテラスにのぼりを設置するなど、できるだけ人目を引くような工夫を行っている。</p>
<p>4 (2) 施設の有効活用 ・ユニークベニューについて、条件や利用料金などを早く整理して企業向けに開示してほしい。</p>	<p>・ユニークベニューについては、展示室以外のスペース(吹抜けホール、エントランスホールなど)の利用料金の設定には条例改正が必要となるため、他館の状況調査等を行った上で、既存のしくみを参考としながら、条例改正までの対応を含め、ユニークベニューの本格実施に向けての整理を進めていきたい。</p>
<p>○その他 ・シニア料金の設定。</p>	<p>・公立の美術館であるため、常設展示の観覧料に関しては低廉に設定している。一方、そのような声があるのも事実であるため、まずは他館の状況等について確認を行う。</p>
<p>○以下の御意見については、今後の業務の参考意見とさせていただきます。 ・館外のサイン整備について。特に喫茶室をもっと分かりやすくPRしてはどうか。</p>	
<p>・ミュージアムショップやカフェなどを一体化し、カード使用を可能にするなどソフト部分を含め委託管理というのが、あり得るのではないかと。</p>	
<p>・まずは小中学生をターゲットにして教育普及プログラム・広報の充実を図ると、高校生になっても美術館に来ようという生徒が増えるのではないかと思う。</p>	
<p>・熊本にゆかりのある美術品を利用したお菓子など、美術館ならではのグッズを開発してほしい。</p>	

(参考3)

□熊本県立美術館の機構及び職員数

(令和6年(2024年)1月1日現在)



□美術館職員名簿

氏名	職名	氏名	職名
早田 章子	館長	宮川 聖子	参事
工藤 香奈	審議員兼副館長兼総務企画課長	萬納 恵介	主任学芸員
浪野 扶美子	参事	山中 理彩子	学芸員
坂本 幸陽	参事	香月 比呂	学芸員
松崎 恵	参事	藤本 真緒	学芸員
松下 衆子	主任主事	峯浦 暢香	会計年度任用職員
永田 唯	主任主事	栗屋 ひとみ	会計年度任用職員
山下 まいこ	主事	杉本 幸江	会計年度任用職員
林田 龍太	学芸普及課長	宮本 かをり	会計年度任用職員
福田 友子	参事	山本 香織	会計年度任用職員
金子 岳史	参事	田中 聖士	会計年度任用職員
才藤 あずさ	参事		